

○鳥羽志勢広域連合職員の休日勤務手当に関する規則

〔平成29年3月24日〕
規則第5号

鳥羽志勢広域連合職員の休日勤務手当については、志摩市職員の休日勤務手当に関する規則（平成16年志摩市規則第51号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。